

西宮専門家チーム派遣要綱

(趣旨)

第1条 発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている西宮市内学校園及び保育所等並びに幼児児童生徒及び保護者に対して、早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について専門的意見を示す西宮専門家チーム（以下「専門家チーム」という。）を派遣する。

(派遣方法)

第2条 西宮市立学校園及び保育所等より要請があり、必要と認められるケースには専門家チームから相談員を派遣する。その際に学校、幼稚園及び保育所（以下「学校園所」という。）の長は、相談申込書（様式1）及び相談形態により必要な場合には保護者承諾書（様式2）を地域・学校支援課長に提出する。また、ケースによっては来所による発達相談にも応じる。

(役割)

第3条 専門家チームは、以下の件に関して支援する。但し、診断及び療育は実施しない。

- (1) 当該幼児、児童及び生徒の実態の把握と分析。
- (2) 当該幼児、児童及び生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示。
- (3) 学校園所の支援体制についての指導助言。
- (4) 保護者、本人への相談。
- (5) 学校園所内研修の支援。
- (6) その他の支援については、相談ケースの必要に応じて、学校園所、専門家チーム及び地域・学校支援課等の関係機関が協議して実施する。

(構成)

第4条 専門家チームの相談員は、医学、心理及び教育等の各分野において、それぞれ発達障害等に関する専門的知識を有する、医学関係者、心理関係者及び教育関係者等により構成する。

(会議・運営)

第5条 専門家チームは、必要に応じてケース会議を開催する。なお、専門家チームが必要と認める場合は、当該幼児、児童及び生徒の担任等の関係者を同席させることができる。

(校内委員会等への助言)

第6条 専門家チームは、協議の結果を校内委員会等へ助言することができる。

(個人情報の管理)

第7条 個人情報の管理については、西宮市個人情報保護条例及び西宮市情報公開条例を遵守する。また、発達相談等により知り得た情報の共有は、当該幼児、児童、生徒及び保護者または

西宮市内学校園所に対して適切な指導及び支援を行うためにのみ行う。

(謝金)

第8条 謝金は別表のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

役 職 等	謝 金 額
大学教授・医師	30,000円
大学准教授・社会福祉士・言語聴覚士 特別支援教育士、スーパーバイザー	25,000円
元校長	20,000円
臨床心理士、大学講師	15,000円
元教頭	15,000円
元教諭	10,000円

様式1 (第2条関係)

平成 年 (年) 月 日

地域・学校支援課長 様

学校園

校園長

「西宮専門家チーム」相談申込書

このことについて「西宮専門家チーム」派遣要項に基づき、下記の幼児児童生徒について相談を申請します。

記

1 相談対象幼児児童生徒

名前 (ふりがな)	学年等

2 対象幼児児童生徒の様子

--

3 相談形態

希望相談場所等	相談出席者

4 連絡担当者

職 名	名前 (ふりがな)

様式2 (第2条関係)

平成 年 (年) 月 日

校園長 様

保護者名

印

「西宮専門家チーム」相談承諾書

このことについて承諾いたします。

記

相談者	幼児児童生徒 名前 (ふりがな)	
	生年月日	年 月 日 (男・女)
	住 所	〒 Tel : ()
在籍校	西宮市立	学校・園 第 学年 〔担任名〕
備 考	〔同席者等〕	

